

携帯入国以外の方法により輸入する銃砲刀剣類の取扱い等について（例規）

昭和 38 年 5 月 18 日

防発第 396 号警察本部長

各部課、室、隊、校長

各警察署長

携帯入国以外の方法により輸入する際の取扱いについては、昭和 34 年 11 月 10 日付、防発第 640 号通達（銃砲刀剣類の輸入の際の取扱いについて）により処理してきたところであるが、銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律（昭和 37 年法律第 72 号）が施行されたことにより、今般警察庁保安局長から下記の取扱要領による旨通知があつたから事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、携帯入国の際の仮領置についても付記したので念のため。

記

第 1 携帯入国以外の方法により輸入する場合

1 一般貨物として輸入されるもの

(1) 税関の所在地を管轄する警察署長の処置

輸入貨物（銃砲または刀剣類）が到着した旨運輸会社または税関・貨物取扱人等から連絡を受けたときは、貨物の所在する場所に担当係員を出張させ、当該銃砲または刀剣類の点検を行なわせて、次の区分により処置すること。

ア 銃砲刀剣類等所持取締法（以下「法」という。）第 4 条第 1 項各号に規定する用途に供するために必要な銃砲または刀剣類（以下「許可対象物」という。）の処置

運輸会社または税関貨物取扱人等に対し、貨物到着通知書に次の事項を記載するよう指導すること。

(ア) 銃砲の種類、型、口径、銃身長（刀剣類については、種類、刃渡りおよび製作者名（銘））

(イ) 貨物受取人（以下「荷受人」という。）が所持許可申請を行なうに当たつて必要と思われる事項

(ウ) 住所地を管轄する警察署に通知書を提示して、所持許可申請を行なう必要のある旨

イ 許可対象物以外の銃砲または刀剣類の処置

許可対象物として認められない旨を、運輸会社または税関貨物取扱人等に対して教示し、貨物到着通知書に輸入できない銃砲または刀剣類である旨を記載するよう指導するとともに、この旨を税関に連絡すること。

(2) 荷受人の住所地を管轄する警察署長の処置

ア 所持許可について

(ア) 運輸会社または税関貨物取扱人等から貨物到着通知書を受け取った荷受人が、当該通知書を提示して輸入に係る銃砲または刀剣類についての所持許可申請を行なったときは、銃砲刀剣類等所持取締法取扱規程（昭和33年公安委員会規程第1号、以下「規程」という。）および銃砲刀剣類等所持取締法取扱施行細則（昭和33年本部訓令第14号、以下「細則」という。）の規定により処理すること。

(イ) 所持許可証の交付を受けた荷受人に対し、これを税関に提示して輸入の手続きを行ない、銃砲または刀剣類の引渡しを受けるよう指導すること。

イ 確認について

(ア) 荷受人から通関済みであることを証明する書類（輸入許可書等）の提示を求めて、その事実を確認し、この旨を所持許可申請書の備考欄に記載しておくこと。

(イ) 所持許可証の現品引渡者欄に、年月日、税関名および取扱者の押印がなされているかを確認すること。

2 郵便で輸入されるもの

(1) 通関郵便局（以下「通関局」という。）の所在地を管轄する警察署長の処置

輸入郵便物（銃砲または刀剣類）が到着した旨通関局に所在する税関から連絡を受けたときは、通関局に担当係員を出張させ、当該銃砲または刀剣類の点検を行なわせて、前記1の(1)のアおよびイの要領によつて処理すること。

この場合「貨物到着通知書」とあるのは、「通関手続に関する通知書」と読み替えること。

(2) 郵便物受取人（以下「受取人」という。）の住所地を管轄する警察署長の処置

ア 所持許可について

(ア) 通関手続きに関する通知書を受け取った受取人が、当該通知書を提示して輸入に係る銃砲または刀剣類の所持許可申請を行なったときは、規程、細則の規定により処理すること。

(イ) 所持許可証の交付を受けた受取人に対し、これを通関局に所在する税関に提示して輸入の手続きを行なうよう指導すること。

イ 確認について

(ア) 受取人から通関済みであることを証明する書類（輸入承認書等）の提示を求めて、その事実を確認し、この旨を所持許可申請書の備考欄に記載しておくこと。

(イ) 輸入手続きが済んだ郵便物（銃砲または刀剣類）のうち課税の対象となるものは、受取人の住所地もよりの配達局において引渡しを受けることとなるので、所持許可証の現品引渡欄に、引渡年月日および郵便局名が記載され、日付印が押印されているかどうかを確認すること。

課税の対象とならない郵便物（銃砲または刀剣類）については、配達局から直接受取人に配達されることとなるので、所持許可証の現品引渡者欄の記載はない。したがって、この場合、受取人から通関の事実を確認し、この旨を所持許可申請書の備考欄に記載するとともに、所持許可証の現品引渡者欄に、斜線

を引き、公安委員会乙号印を押印すること。

3 駐留軍軍人等から譲り受けるもの

(1) 所持許可について

ア 駐留軍軍人等から銃砲または刀剣類を譲り受ける者が、譲渡人(駐留軍軍人等)からの譲渡承諾書を添えて、当該銃砲または刀剣類の所持許可申請を行なったときは、規程、細則の規定により処理すること。

イ 所持許可証の交付を受けた譲受人に対し、これを税関に提示して輸入の手続きを行ない、譲受人から現品の引渡しを受け、所持許可証の現品引渡者欄に所要の記載を受けるよう指導すること。

(2) 確認について

確認に際しては、譲受人から通関済みであることを証明する書類(譲受許可証、関税の領収書等)の提示を求めて、その事実を確認し、この旨を所持許可申請書の備考欄に記載しておくこと。

4 留意事項

(1) この取扱要領は、許可を受けて銃砲または刀剣類を所持しようとする者が、公安委員会の所持許可の対象となる銃砲または刀剣類を携帯入国以外の方法により輸入する場合のことを定めたものであつて、猟銃販売事業者等のように、法第3条第1項の規定によつて銃砲または刀剣類の所持が認められている者が、当該銃砲または刀剣類を輸入する場合には、適用されない。

(2) 税関または通関局での銃砲または刀剣類の点検に当つては、当該銃砲または刀剣類が所持許可の対象となるものであるかどうかを適正に判断し、いやしくも荷受人または受取人が、住所地の警察署から所持許可証の交付を受け、関税を納付し、通関手続きを行なつているにもかかわらず、確認を受ける際に所持許可の対象外であるといったような事態を生じないようにすること。

(3) 法第5条に規定する許可基準に該当する申請者に対しては、輸入しようとする銃砲または刀剣類の処置について税関または税関貨物取扱人等と連絡をとるよう指導すること。

(4) 申請に係る銃砲または刀剣類について疑義があるときは、税関または通関局の所在地を管轄する警察署長に対して必要事項の照会を行ない、事務処理上そごをきたさないようにすること。

第2 本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲または刀剣類の仮領置について(法第25条関係)

1 法第25条第1項の規定により警察署長が仮領置をした銃砲または刀剣類の返還は、登録の対象となるものについては、当該銃砲または刀剣類を所持していた者から当該銃砲または刀剣類について登録を受ける申し出があつた場合に、許可の対象となるものについては当該銃砲または刀剣類について許可を受けた場合に行なうものであるが、仮領置に係る銃砲または刀剣類についての通関手続きは、当該銃砲または刀剣類を所持していた者が仮領置書を税関職員に提示した場合になされることとなつたので、仮領置に係る銃砲または刀剣類の返還にあつては、仮領置書により、通関手続きを行なつたものであるかどうかを確認すること(通関手続きが済んだものについては、

仮領置書にその旨の記載がなされることになっている。)。なお、登録または許可の対象となる仮領置書の仮領置物件記載欄に、許可または登録の対象となるものである旨を記載すること。

(2)、(1)のことについては、大蔵省関税局と協議済みである。

第 3 その他

昭和 34 年 11 月 10 日付、防発第 640 号通達（銃砲刀剣類の輸入の際の取扱いについて）は廃止する。